



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年2月28日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県産材流通課	木造建築推進室 販路拡大係	中通 実	内線 4366 直通 058-272-8487 FAX 058-278-2705

令和4年度「匠の国・岐阜県伝統建築家」の認定について

県では、木造軸組構法^(※)などの伝統的な木造建築について、特に卓越した技能、知識、経験を有し、後継者の育成に多大な実績のある建築大工技能士を、「匠の国・岐阜県伝統建築家」として認定し、技能の継承と社会的評価の向上に努めております。

今年度は新たに3名の方を認定することとし、下記のとおり認定証授与式を行います。

(※) 構造体が柱や梁などの軸材で構成される建築工法のこと

記

- 1 日 時：令和5年3月1日(水) 10:00～10:30
- 2 場 所：県庁20階 会議室2002
- 3 被認定者：3名 (認定番号順、敬称略)
かたぎり 片桐 文雄 (郡上市) ふるいけ 古池 三徳 (郡上市) さとう 佐藤 禎英 (郡上市)
- 4 授与者：林政部長 高井 峰好

「匠の国・岐阜県伝統建築家」認定事業について

<目的>

伝統的な建築の技法を守り受け継いでいくとともに、木造建築物の建設を促進し、県産材の需要拡大を図るため、伝統的な木造建築の技能を有する建築大工技能士を「匠の国・岐阜県伝統建築家」として認定。

<認定基準>

県内在住で、木造軸組構法など伝統的な建築技法に優れた技能を有し、後継者の育成に実績があるなど、次のすべてに該当する者

- ・一級建築大工技能士の資格を有する者
- ・後継者育成の実績がある者
- ・木造軸組構法等伝統建築技法による建築に25年以上従事した者
- ・認定年度において満年齢が45歳以上の者
- ・日常の行為等で他の模範と認められる者
- ・禁固刑以上の刑に処せられたことのない者

<これまでの認定者数>

令和4年度認定後431名 (平成元年度から令和4年度まで隔年で認定)